目黒川安全航行啓発イベント を実施します

航行マナーを遵守してください

実　施　日： 平成 31 年 3 月 30 日（土）、3 月 31 日（日）

実 施 時 間： 午前 10 時から午後 4 時まで

実 施 区 間： 目黒川全域（品川区内）
※昭和橋上流から品川区境まで

実 施 主 体： 目黒川航行マナー向上委員会
（事務局：品川区）

航行制限対象： 事前申請のない全ての船舶等

事前申請のない全ての船舶等の目黒川の航行を制限します。

申請方法

◎ イベント期間中に目黒川を航行する場合には、事前申請をお願いしています ◎

水上オートバイ以外の動力船／非動力船

- 申請書を平成 31 年 3 月 22 日までに、下記に提出して下さい（持参または郵送）。
- 申請者には旗（動力船）、ステッカー（非動力船）を発行し、航行の際に掲示して頂きます。

※ なお、関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

水上オートバイ

- 動力船／非動力船と同様に、申請書を平成 31 年 3 月 22 日までに下記に提出して下さい（持参または郵送）。
- 申請者にはステッカーを発行し、航行の際に掲示して頂きます。

※ なお、TPSP（東京湾・湾・河川　水上オートバイ安全航行推進プロジェクト）にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局：電話 03-5661-7201、http://www.tpsp.jp

関東小型船安全協会：電話 045-201-7754、http://www.shoankyo.or.jp

申請書提出先　品川区 防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係（担当：矢作）

住所：〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5 階　電話：03-5742-6794

※申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のホームページ（下記）からもダウンロード可能です。
http://www.city.shinagawa.tokyo.jp